

# 信頼に応える仕事と 確かな倫理

（12月1日～7日は  
国家公務員倫理週間です）



## “国家公務員倫理週間に当たって”

倫理法・倫理規程が施行されて満3年が経過しました。当初の戸惑いは影を潜め、落ち着きが見られるようになりました。公務員が利害関係者から接待や贈与を受ける事件が全く姿を消したわけではありません。しかし、組織ぐるみの不祥事や金さえ受け取らなければ多少のことは許されるという風潮はなくなったように思います。倫理法・倫理規程はかなり定着してきたといってもよいでしょう。

一方で、倫理規制を口実に、必要以上に自らの行動を規制し、職責を果たそうとしない職員がいると

の指摘もあります。倫理法・倫理規程は公務の執行の公正さを確保しようとするものではありません。公正さが確保されればそれで十分というものではありません。公務員としては、今年の標語にあるように、確かな倫理感を持って国民の信頼に応える仕事をするところこそが大切であり、倫理法・倫理規程の求めるところでもあります。

**“I am a public servant. I am a public servant.”**  
と折に触れて心の中で唱えてみてはどうでしょうか。

国家公務員倫理審査会会長 花尻 尚

## 国家公務員へのメッセージ

# 国民全体の利益のために



内閣官房長官 福田 康夫

国家公務員の皆さんは、既に倫理法・倫理規程にもなじみ、利害関係がある相手との付き合いには十分注意を払っていることと思います。

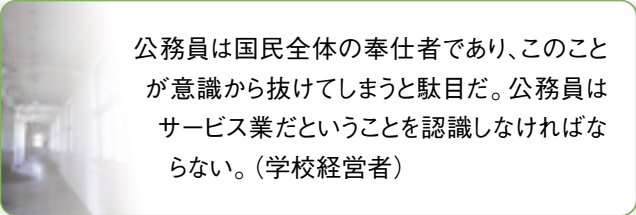
倫理規程を改めて見てみると、まず始めに「倫理行動規準」が掲げられています。ここには、公務員の守るべきこととして、公正な仕事をする事、公私の別をつけること、国民から疑われる行為はしないこと、公共の利益のために全力で仕事に取り組むこと、勤務時間外でも公務の信用ということ意識して行動すること、の5点が挙げ

られています。

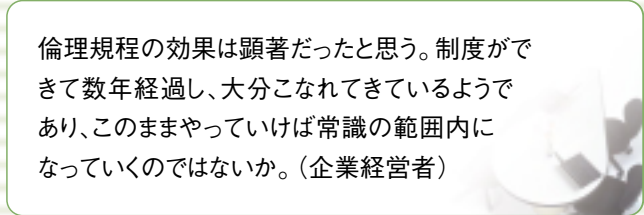
この倫理行動基準を踏まえ、皆さんの仕事は国民全体の利益のためのものだという事をしっかり心にとどめていけば、具体的な場面で国民の信頼に応えるために自分がどう行動すべきかはおのずから見えてくるはずです。「公務」に携わっているという使命感と自負心を常に持って日々の仕事に取り組んでいただきたいと思っています。

## 公務員倫理についての国民の方々からの意見

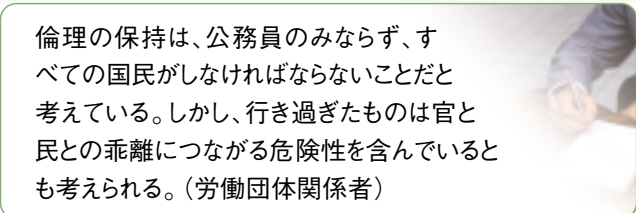
国家公務員倫理審査会では、この1年、有識者との懇談会やモニターに対するアンケート調査を通じて、幅広く国民の皆さんからの意見を聴取しました。倫理規制の在り方などについて、次のような声が寄せられています。



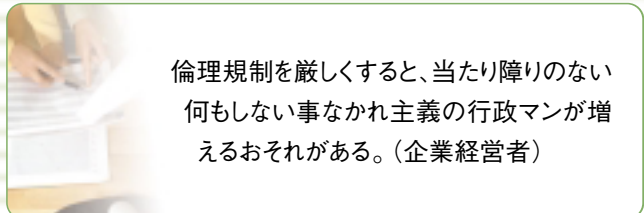
公務員は国民全体の奉仕者であり、このことが意識から抜けてしまうと駄目だ。公務員はサービス業だということを認識しなければならない。(学校経営者)



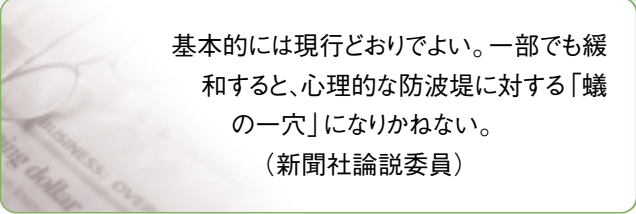
倫理規程の効果は顕著だったと思う。制度ができて数年経過し、大分こなれてきているようであり、このままやっていけば常識の範囲内になっていくのではないか。(企業経営者)



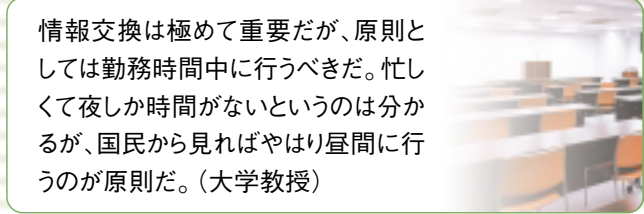
倫理の保持は、公務員のみならず、すべての国民がしなければならないことだと考えている。しかし、行き過ぎたものは官と民との乖離につながる危険性を含んでいるとも考えられる。(労働団体関係者)



倫理規制を厳しくすると、当たり障りのない何もしない事なかれ主義の行政マンが増えるおそれがある。(企業経営者)



基本的には現行どおりでよい。一部でも緩和すると、心理的な防波堤に対する「蟻の一穴」になりかねない。(新聞社論説委員)

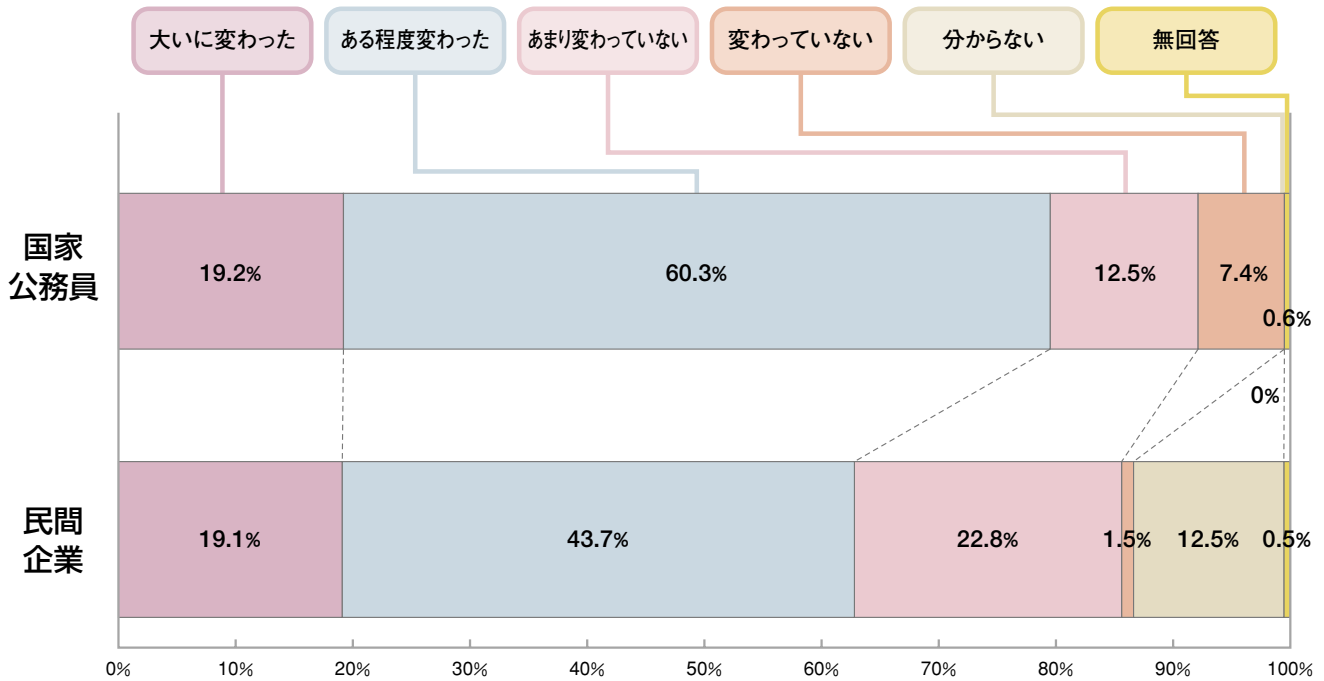


情報交換は極めて重要だが、原則としては勤務時間中に行うべきだ。忙しくて夜しか時間がないというのは分かるが、国民から見ればやはり昼間に行うのが原則だ。(大学教授)

## 公務員は変わったか？ ～アンケート結果から～

公務員の行動・意識の変化や倫理保持の状況について、国家公務員と民間企業のそれぞれを対象に行ったアンケート調査で聞いてみました。

8割の職員が、倫理法・倫理規程の施行後、倫理保持のために自分の行動や意識が変わったと回答しています。また、民間企業では、約6割が、国家公務員の行動や意識が変わったと回答しています。



### こんな違反が起きています！

注意！

倫理法・倫理規程に違反して懲戒処分などを受けた事例の一部です。違反を犯すことがないように、自分の行動を再点検してみましょう。

- ◆ 入院した際に、立入検査の相手方である**団体から見舞金**を受け取った。
- ◆ 立入検査の相手方である者から、**中元・歳暮**を受領した。
- ◆ 壮行会があると言って契約の相手方である**事業者**に**ビール券を要求**し、受け取った。
- ◆ 来庁した許認可等の相手方である**事業者**に**借金を申し込み、現金の貸付け**を受けた。
- ◆ 許認可等の相手方である**事業者**に、出張の際の移動に使う**レンタカー代を負担**してもらった。
- ◆ 立入検査の際に、相手方である**事業者**から**昼食の提供**を受けた。



## 報告書を提出するときには……

職員と事業者等の関係の透明性を確保するため、倫理法には3種類の報告書の制度が定められています。提出に当たっては、以下の2点に注意しましょう。

### ◆振り込まれた報酬の報告はいつ？

講演等を行い、後日になって報酬が振り込まれた場合、振り込まれたときが「報酬の支払を受けたとき」です。報酬が後日口座に振り込まれたのに、そのことを忘れていて贈与等報告書を出すのが遅れてしまった……というケースが見られます。報酬の支払日と贈与等報告書の提出時期を確認するようにしましょう。



### ◆記載は具体的に！

所要事項を漏れなく記載しているか確認しましょう。贈与等報告書については、贈与をした事業者等と職員の職務との関係や、社会通念上高額すぎる報酬を受け取っていないかなどについて審査しています。贈与等の内容や、贈与者と職員の職務との関係(利害関係の有無、ある場合の事実関係など)は、具体的に記入してください。報酬の場合、その内容が分かるような情報(講演の時間、原稿枚数など)も入れてください。

## 倫理行動規準（倫理規程第1条より）

- ◆ 国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たる。
- ◆ 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いない。
- ◆ 権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしない。
- ◆ 職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組む。
- ◆ 勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動する。

### お問い合わせ先

## 国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913

東京都千代田区霞が関1-2-3

TEL:03-3581-5344 FAX:03-3581-1802

【ホームページ】 <http://www.jinji.go.jp/rinri>

公務員倫理に関する御意見をお待ちしています。あて先は“rinrimail@jinji.go.jp”